

令和8年度北海道立帯広美術館博物館実習実施要領

1 趣旨

博物館学芸員資格取得者の育成に資するため、帯広美術館において博物館実習を行う。

2 実習期間

令和8年10月 6日間（詳細は別紙のとおり）

3 実習内容

美術学芸員としての基礎的知識技術の習得に関わる下記の内容

- (1) 美術館運営の基礎
- (2) 学芸業務の基礎
- (3) 美術館資料の分類、整理
- (4) 展覧会業務の実際
- (5) 美術館施設の概要

4 実習定員

3名程度

5 申込資格

- (1) 帯広十勝を中心とした地元出身者とする。
(当館までの通勤が可能な範囲に近親者が居住する者)
- (2) 美術を専攻する学生とする。
(美学・美術史、美術教育、美術実技を専攻する者)
- (3) 博物館法施行規則第一条による「博物館に関する科目」のうち、「博物館実習」以外のすべての科目を履修済み、または令和8年度に履修予定の者。
*応募者多数の場合は、学年が上の者を優先する。
- (4) 卒業後に博物館勤務を現に希望する学生とする。

6 申込方法

当館での博物館実習〔館園実習〕を希望する者は、次の書類を作成し、当館あてにメール、郵送または持参して申し込むこと（希望者本人からの申込みとする）。

・北海道立帯広美術館 博物館実習（館園実習）申込書（別記様式）

* 申込締切 令和8年5月26日（火） 書類必着

7 受入手続

- (1) 提出された書類により選考し、令和8年6月末日までに、実習受け入れの可否を申込者本人に通知する。
- (2) 受入内定の通知を受けた者は所属大学等の担当部局に連絡し、当館館長あてに、学長名（部局長名）による「博物館実習〔館園実習〕受入依頼文書」（各大学の様式で可）を提出すること。
- (3) 大学からの依頼文書受領後、当館館長より所属大学等あてに「博物館実習〔館園実習〕受入承諾書」を郵送する。

8 その他

- (1) 実習費用は徴収しない。
- (2) 実習受講に際しては、実習生本人または大学にて、傷害保険に加入すること。
- (3) 実習期間および内容は、変更する場合がある。

9 申込及び問い合わせ先

北海道立帯広美術館 学芸課（担当：野田）

〒080-0846 帯広市緑ヶ丘2番地 緑ヶ丘公園

TEL. 0155-22-6963 FAX. 0155-22-4233

noda.kanako@pref.hokkaido.lg.jp